

1 日 時 令和3年（2021年）6月29日（火） 午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆（北海学園大学経営学部教授）
副部会長 田村 愛美（税理士スクエア会計事務所税理士）
特別委員 高橋 翔（北海道大学大学院工学研究院准教授）
特別委員 齋藤 健一郎（小樽商科大学准教授）
特別委員 紺野 裕乃（（一社）北海道開発技術センター 首席研究員）
特別委員 津軽 祐一（岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室）
特別委員 辻村 憲一（小樽建設事業協会事務局長）

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	岩 淵 晃 二
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	中 川 雅 晴
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	藤 本 美 咲
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主査	関 口 修
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	三 井 萌 子
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	菊 地 尚 美

4 傍聴者 なし

5 審議事項

「サツドラ岩見沢6条店」法第5条第1項（新設）の届出について

6 発言要旨

(1) 「サツドラ岩見沢6条店」に関する届出について、事務局から届出の概要説明及び5月18日に開催した第1回審議会における第一部会からの質疑照会に対する回答を行った。

ア 駐車場周辺の整備について

1. 駐車場出入口②の入口側に一旦停止表示は不要と道警本部からは指導を受けているが、本件は、出入口②は店舗入口の目の前に位置し、安全性を考慮すると表示はあることが望ましいのではないか。

(回答)

届出者に確認を取ったところ、一旦停止表示を設置することとする。道警本部にも確認を取ったところ設置に問題は無いと回答があったため、設置の報告とする。

2. 出入口②が店舗入口の前に位置することについて、関係行政機関等から安全性に関して指摘指導があったかを確認したい。

(回答)

特段指摘指導はなかった。

イ 店舗周辺環境について

1. 店舗周辺に通学路に指定されているところがあるのか確認したい。

(回答)

通学路の指定はない。また、届出書76ページに記載があるとおり、昨年12月10日に岩見沢

市教育委員会学校教育課に確認済である。

2.出入口②付近の歩道の既存の切り下げについて、切り上げの検討状況を確認したい。

(回答)

切り下げについては、これから詳細を検討していく状況で、現時点では進捗はない。

3.公道の切り上げについて、道路管理者において行うことができるのか。

(回答)

道路管理者において切り上げを行うことは通常ない。道路の老朽化で工事が必要になったときに不要な切り下げを切り上げることはあり得ると考える。

4.本件の場合は切り上げの要否をどのように考えるか。一般論で構わない。

(回答)

店舗駐車場の出入口設置予定場所にもともと切下げがあるが少し位置がずれている場合に、一部を切り上げ、必要な箇所を切り下げることにはあるが、出入口設置予定場所と関係ない場所のもともとの切り下げを切り上げることはしない。

5.市道五条線について、一方通行の道路である為、安全性を考慮すると、一方通行表示を設置すべきではないか。

(回答)

一方通行表示を追加で設置する。

6.店舗北西の十字路について、配置図を見る限りでは敷地線ぎりぎりに店舗が建っているため、降雪時には、視界を確保できるように考慮すべきだ。

(回答)

雪は堆積せず、視界を確保するように努める。

(2) 質疑・発言

(A 委員)

本件について、問題は無い。分かりやすい回答であった。

(部会長)

ありがとうございます。

(B 委員)

前回気になった事項について分かりやすい回答であった。大規模店舗を設置すると店舗周辺の整備も行われ、非常に好循環で良いことであると感じる。また、感想としては審議概要の調理臭に関する記載で、食品ロスにならないように努めるとの記載があった。これについては、非常に重要であると思う。書くだけでなく、実際の行動にすべきである。日本の法律で進めていくことは難しいと思うが、各自治体において自主的に進めていくことが望ましいと考える。案件の手続きの中でこのようなコミュニケーションを取ることができるのも素晴らしいと考える。大店の指針や法律の書いてあることだけを配慮するのではなく、町並み整備等も社会の状況を踏まえて生じてくる問題に対して目を向けることが重要である。

(部会長)

ありがとうございます。とても素晴らしい意見である。この意見を全体に周知することは厳しいが、ここにいるメンバーで受け止め考えることが重要である。

(C 委員)

概要の文章の記載の仕方について、「商品はパッケージ包装されており、腐敗し悪臭を放つことはありません。」と記載しているが、この記載に違和感がある。パッケージ包装をしていても腐敗の可能性もある。「ありません。」という断定的な文言は違和感があるため注意が必要である。

(部会長)

ありがとうございます。私も同じことを考えていた。文章の記載や説明の仕方によって、相手に違和感や不信感を与える場合もあるため注意が必要になってくるだろう。

他に意見等はないか。無ければ当該届出に対する第一部会としての意見をとりまとめたいと思うが、意見無しということでもいいか。

(全員)

異議なし。

(部会長)

別添の答申文のとおり答申することを決定する。

(3) 次回の開催日程について説明を行った。

協議した結果、令和3年(2021年)9月16日(木)10時からとした。

7 その他

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり